

「適正な水道料金等のあり方について」(答申書要旨)

1 答申内容

- 水道料金は平均改定率(※1) 5.5%の増額改定
(基本料金は16%、従量料金単価は5円の増額)
- 新規給水負担金及びメーター負担金は据置き
- 料金等算定期間 2023年度(令和5年度)~2026年度(令和8年度)の4年間

2 答申に至った理由

- (1) 令和2年4月に策定された水道ストックマネジメント計画・新水道耐震化プランの両計画により、今後の老朽化・耐震対策に関する必要投資が明らかになり、安定的な水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。
- (2) 水道施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は増加する一方で、将来的な給水人口の減少などの理由で給水収益の減少は見込まれる。そのため、経費削減の取組は引き続き推進するものの、現行の料金体系で今後推移すれば、令和6年度以降に、経常的な収益的収支の赤字が発生し、令和12年度に内部留保資金が底をつく見込みでもあるため、水道料金改定による給水収益の確保が求められる。
- (3) 水道料金における使用者に求める負担割合については、料金算定期間を1期4年とした上で、収入及び必要経費を2期8年分見込み、給水収益の不足分である平均改定率を算出した。中期8年間の平均改定率16.3%と料金等算定期間4年間の平均改定率5.5%を比較し、新型コロナウイルス感染症による影響などの社会情勢を考慮し、使用者に急激な負担増が生じない改定が望ましいと判断し、令和5年度から令和8年度は平均5.5%増の改定とした。
- (4) 将来も安定して水道サービスが供給できるよう、老朽化対策や耐震対策などの着実な実施による水道事業の基盤強化、経営の安定化に資することができる料金体系を構築するため、基本料金割合を31.5%まで高める改定とし、基本料金は一律16%増、従量料金は、使用水量が異なる利用者間の負担割合の維持を考慮して、一律5円増の改定とした。
- (5) 新規給水負担金及びメーター負担金については、現行の負担金を継続した場合においても一定の額の財源を確保できる見込みであることなどから、現状を維持することが適切であると思われる。

3 附帯意見

- (1) 水道料金を増額改定するが、ストックマネジメント計画による適正な老朽化対策や耐震化事業等の検討とともに、施設の統廃合やダウンサイジング(※2)等による水運用の見直しを進め、健全経営を維持するために事業の合理化や経費削減の努力は継続して続けられたい。
- (2) 昨今の自然災害により水道施設が大きな被害を受け、市民生活に影響を及ぼしている状況が各地で見られる。緊急時の飲料水の確保や水道施設の耐震化を図られるとともに、危機管理体制をより一層充実させ、大規模災害に備えた対策を着実に実施されたい。
- (3) 将来の人口減少や水需要の減少への対応として、水道法の改正及び市民生活への影響も十分考慮したうえで、広域化、官民連携などの検討を進められたい。
- (4) 水道事業に対する市民の理解は、水道事業への安心と信頼につながるため極めて重要である。水の大切さはもちろんのこと、安定供給の取組や経営状況等の理解が得られるよう、市民にわかりやすい内容で、様々な方法での積極的な情報発信に努められたい。
- (5) 本答申時点においても、コロナ禍での物価上昇が進む情勢となっている。水道料金改定は、令和5年度から8年度の経営計画上必要な改定であるが、社会情勢及び水道使用者への影響等を見極め実施されたい。

4 料金体系（1か月あたり、税抜）

口径 (ミリメートル)	基本料金 (円)			使用量 (立方メートル)	従量料金単価(円)		
	現行	改定後	差		現行	改定後	差
13	790	935	+145	1~20	81	86	+5
20	890	1,035	+145	21~40	161	166	+5
				41~60	241	246	+5
25	2,380	2,765	+385	61~	311	316	+5
30	4,150	4,815	+665	1~40	161	166	+5
40	8,210	9,525	+1,315	41~60	241	246	+5
				61~	311	316	+5
50	12,200	14,155	+1,955	1~60	241	246	+5
75	30,400	35,265	+4,865	61~	311	316	+5
100	61,010	70,775	+9,765	1~	311	316	+5
150	177,180	205,530	+28,350				

○一般家庭における改定影響額（2か月あたり、税込）

・口径 20 ミリメートル、40 立方メートル使用 6,061円（現行比+539円）

5 上下水道事業審議会における審議経緯

	開催日	審議内容等
第1回	令和4年5月30日	○諮問書伝達、諮問内容について ○水道事業の概要、料金改定の必要性について
第2回	令和4年6月20日	○令和3年度決算報告について ○今後の財政収支見通しについて
第3回	令和4年8月8日	○料金水準、料金改定の考え方について ○新規給水負担金、メーター負担金について
第4回	令和4年8月29日	○料金改定案について
第5回	令和4年9月26日	○答申案の審議

※1 個々の使用者の使用料金の改定率ではなく、給水収益総額に対する改定率のこと

※2 ダウンサイジング：水需要を考慮し適正な規模に縮小、小型化すること